

マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カードをお持ちの方へ

★マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カード（以下 住基カード）をお持ちの方は、「転入届の特例」の対象となり、転出証明書が交付されません。転入届の際には、マイナンバーカード又は住基カードを必ず提示し、**暗証番号の入力**を経て手続きをしていただきます。（前住民登録地の市区町村で転出届の提出と転入先の市区町村で転入届の提出は必要です。）

★転入届の特例とは

- ・対象となる方 有効なマイナンバーカード又は住基カードをお持ちの方で転入届出の際にマイナンバーカード又は住基カードを持参し提示できる方
- ・対象となる条件 住民登録地の市区町村から他の市区町村へ引越しされる場合
- ・特例の内容 住民登録地の市区町村より持参したマイナンバーカード又は住基カードと**暗証番号の入力**による本人確認により、転出証明書を必要としない「転入届の特例」が適用されます。現在お持ちのマイナンバーカード又は住基カードが転入先の市区町村でも継続して使用できるようになります。
- ・特例の届出期間 転入の手続きは、転出予定日から30日以内かつ、転入先の市区町村で住み始めてから14日以内に行ってください。（転出した日から14日以上たってから転出届の手続きに来た場合は、特例が適用されず「転出証明書」を発行します。）

★転入届の際の注意点

- ・転入先の市区町村に住み始めていること。
- ・前住民登録地の市区町村で転出届が受理されていること。
- ・本人又は同じ世帯の方が、有効なマイナンバーカード又は住基カードを持参していること。ただし、暗証番号を入力していただきますので、代理人の場合、あらかじめご本人から暗証番号を聞いておいてください。

以下の場合には「転入届の特例」では手続きできませんのでご注意ください。

- ・マイナンバーカード又は住基カードの有効期間が過ぎている場合
- ・マイナンバーカード又は住基カードの運用状況が廃止、一時停止となっている場合

★マイナンバーカード（個人番号カード）又は住基カードの継続利用

マイナンバーカード又は住基カードを転入先の市区町村で継続利用の手続きを行うことで、引き続き使用することが出来ます。継続利用の手続きには、転入先の市区町村でマイナンバーカード又は住基カードの提出と暗証番号の入力が必要になります。同一世帯であれば、代理でもマイナンバーカード又は住基カードの継続利用の手続きが出来ます。あらかじめご本人から暗証番号を聞いておいてください。

ただし、次の場合は継続利用ができません。

- ・マイナンバーカード又は住基カードの有効期間が過ぎている場合
- ・マイナンバーカード又は住基カードの運用状況が廃止、一時停止となっている場合

なお、次の場合は、マイナンバーカード又は住基カードは使用できなくなります。

- ・転入届をした日からマイナンバーカード又は住基カードの継続利用の手続きをしないまま、90日を経過した場合
- ・転入した日から90日以内でも継続利用の手続きをしないまま、さらに他市区町村に引越しをした場合

【問合せ】毛呂山町役場 住民課 戸籍住民係

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

TEL 049-295-2112（内線：131～134）